

利 用 上 の 注 意

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の期日

平成22年工業統計調査は、平成22年12月31日現在で実施した。

3 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類の大分類E - 製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）である。

4 調査の種類

- (1) 甲調査 従業者30人以上の事業所を対象とする。
- (2) 乙調査 従業者4人以上29人以下の事業所を対象とする。

工業統計調査では、西暦の末尾の数字が、0、3、5、8の年には、製造業を営む全ての事業所が対象となるが、1、2、4、6、7、9の年には従業者4人以上の事業所が調査の対象となる。

【西暦2010年の平成22年調査（今回調査）は、本来、全ての事業所が対象となるはずでしたが、平成24年経済センサス 活動調査ですべての製造業の事業所を実施したため、従業者数4人以上の事業所が対象でした。併せて、平成24年経済センサス 活動調査の実施により、平成23年工業統計調査は、中止となりました。】

5 集計項目の説明

前橋市は、平成16年12月5日に大胡町、宮城村、粕川村と合併し、平成21年5月5日に富士見村と合併した。

平成15年以前の数値は、合併前の前橋市ののみの数値、平成16年以後の数値は3町村が合併後の数値であり、平成21年の数値は、1村が合併後の前橋市の数値である。

(1) 事業所数

調査日現在の事業所の合計をいう。

「事業所」とは、工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものである。

(2) 従業者数

平成22年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族労働者数との合計である。

(3) 製造品出荷額等

平成22年の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他（冷蔵保管料、製造工程から出たくず、廃物等）の収入額の合計をいう。

(4) 製造品在庫額等

事業所が保有する製造品在庫額、半製品及び仕掛品の価額の合計をいう。

(5) 原材料使用額等

平成22年の1年間における原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計をいう。

(6) 現金給与総額

平成22年の1年間に常用労働者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の額（退職金、臨時・日雇賃金等）の合計をいう。

(7) 有形固定資産

事業所で繰り返し使用する有形の財産で、土地並びに建物、構造物、機械装置、車両、運搬具及び耐用年数1年以上で20万円以上の工具、器具、備品等をいう。

(8) 内国消費税額及び消費税

酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の合計をいう。

消費税は製造品出荷額等から推計し、直接輸出分を除いている。

(9) 生産額

次の算式で算出するが、従業者10～29人事業所は、西暦の末尾が0, 5年しか在庫額を調査しないので、これ以外の年は製造品出荷額を生産額とする。

- ・ 30人以上(甲) = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末額 - 半製品及び仕掛け品年初額)
- ・ 10～29人(乙) = 製造品出荷額等 + (年末在庫額 - 年初在庫額)
- ・ 9人以下(乙) = 製造品出荷額等

(10) 付加価値額

次の算式で算出するが、従業者10～29人事業所は、西暦の末尾が0, 5年しか減価償却費を調査していないので、これ以外の年は減価償却額を除いた粗付加価値額を付加価値額とする。

- ・ 30人以上(甲)
= 生産額 - (原材料使用額等 + 内国消費税額 + 推計消費税額 + 減価償却額)
- ・ 10～29人(乙)
= 生産額 - (原材料使用額等 + 内国消費税額 + 推計消費税額 + 減価償却額)
- ・ 9人以下(乙) = 生産額 - (原材料使用額等 + 内国消費税額 + 推計消費税額)

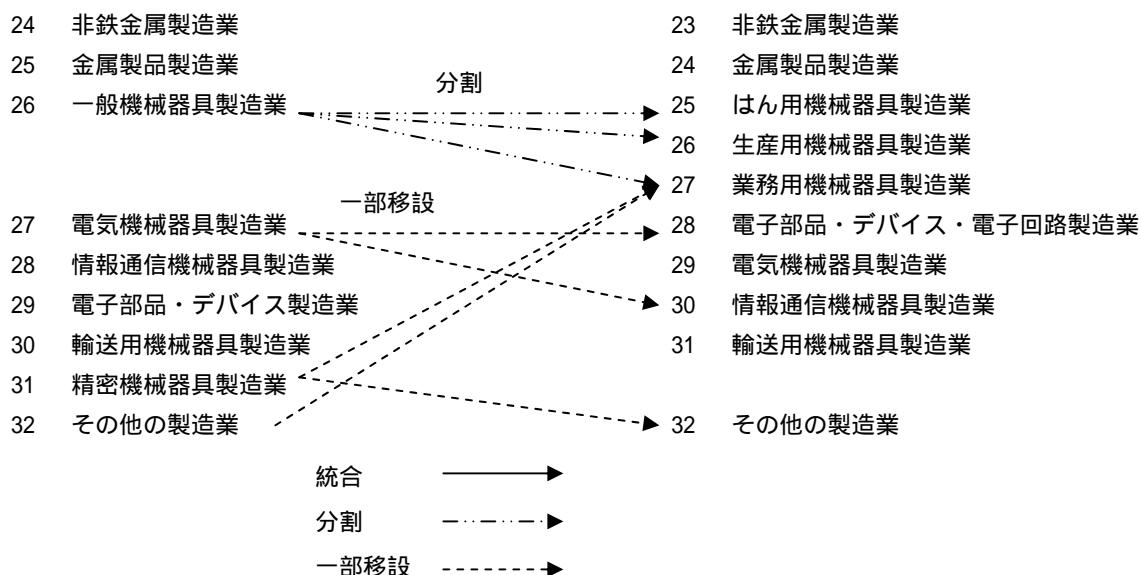
(11) 設備投資額（有形固定資産投資総額）

設備投資額 = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の増減差額

6 産業分類の表示

(1) 「日本標準産業分類」の改訂に伴い、平成20年調査からすべての品目番号が下記のとおり変更になった。

旧分類(平成19年まで)	新分類(平成20年以降)
産業中分類番号	産業名称
09 食料品製造業	09 食料品製造業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業
11 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	11 繊維工業
12 衣服・その他の繊維製品製造業	12 木材・木製品製造業（家具を除く）
13 木材・木製品製造業（家具を除く）	13 家具・装備品製造業
14 家具・装備品製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
15 パルプ・紙・紙加工品製造業	15 印刷・同関連業
16 印刷・同関連業	16 化学工業
17 化学工業	17 石油製品・石炭製品製造業
18 石油製品・石炭製品製造業	18 プラスチック製品製造業
19 プラスチック製品製造業	19 ゴム製品製造業
20 ゴム製品製造業	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
21 なめし革・同製品・毛皮製造業	21 窯業・土石製品製造業
22 窯業・土石製品製造業	22 鉄鋼業
23 鉄鋼業	



(2) 本書では産業分類（中分類）を次のように省略して掲載している。

産業中分類番号	産業名称	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料
11	纖維工業	纖維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材
13	家具・装備品製造業	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印刷
(16)	化学工業	化学
(17)	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
(22)	鉄鋼業	鉄鋼
(23)	非鉄金属製造業	非鉄金属
(24)	金属製品製造業	金属製品
(25)	はん用機械器具製造業	はん用機器
(26)	生産用機械器具製造業	生産用機器
(27)	業務用機械器具製造業	業務用機器
(28)	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
(29)	電気機械器具製造業	電気機器
(30)	情報通信機械器具製造業	情報通信
(31)	輸送用機械器具製造業	輸送機器
32	その他の製造業	その他

(注) 産業中分類番号の()は重化学工業、それ以外は軽工業を示す。

7 その他

(1) 表中の符号は、次のとおり。

「 - 」 . . . 皆無又は該当無し

「 0.0 」 . . . 単位に満たない数値

「 - 」 . . . マイナス

「 X 」 . . . 個々の事業所の秘密を保全するため秘匿とした箇所（事業所数 1 又は 2 に関する数値あるいは 3 以上の数値であっても他の秘匿箇所が明らかになる箇所）

(2) 表及びグラフの構成比、増減率等については、小数点以下第 2 位を四捨五入し、単位金額は表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

(3) この報告書は、経済産業省が平成 22 年 12 月 31 日現在で実施した「工業統計調査」の本市分を独自に集計したものであるため、経済産業省及び群馬県が公表した「平成 22 年工業統計表」の数値と相違することがある。